

平成 26 年 4 月 13 日

鳥インフルエンザに関する情報について

熊本県の肉用鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザへの感染が強く疑われる鶏が確認されました。

食品安全委員会は「鳥インフルエンザに感染した鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはない（※）」としています。

根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応して頂きますようお願いいたします。

（※）食品安全委員会は、鳥インフルエンザについて、

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なる
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられる
としています。

関係機関リンク

○食品安全委員会

- ・ 鳥インフルエンザについて

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_iinkai_kangaekata_110701.pdf

○農林水産省

- ・ 熊本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/140413.html>

（問合せ先）

消費者庁消費者安全課 吉本、鈴木

TEL : 03 (3507) 9202 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290